

IFRS news

IFRS ICが従業員給付の割引率を検討

April 2013

現在、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、金融危機から生じた最新の論点である従業員給付の割引率について議論しています。PwCアカウンティング・コンサルティング・サービスのRichard Davisが、“「厚みのある市場(deep market)」とはいかなるものか? ”、“「優良(high quality)」の定義は?”といった主要な問題について考察します。

多くの基準(ある調査によると16の基準)が、将来キャッシュ・フローの現在価値を見積もるために割引率を使用することを要求しています。これらの基準の中には使用するべき割引率を規定していないものがあり、また具体的なガイダンスが基準にある割引率の間においても整合していないということがよくあります。このことはアジェンダ協議に対するフィードバックで強調されており、国際会計基準審議会(IASB)はこの問題を調査するプロジェクトを実施する予定です。

この調査プロジェクトはまだ始まっていませんが、IFRS ICは従業員給付に関する課題に果敢に取り組んでいます。長期負債の測定に使用される率の変動すると、計上される負債残高に大幅なボラティリティが生じます。今日の低金利により、多くの企業で計上債務が増加しています。

現在、IFRS ICは最近改訂された国際会計基準(IAS)第19号の修正案の作成に苦心しています。修正案では、「優良」の定義と「厚みのある市場」の評価方法をより明確にすることに焦点を当てています。また、この修正案は、(厚みのある市場が存在しない場合に)割引率の決定のために国債を使用する場合には、その国債が優良なものでなければならないことも要求すると予想されます。

現行のIAS第19号の要求事項

退職後給付債務(積立型、非積立型の双方とも)の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の(報告期間の末日における)市場利回りを使用しなければならない。社債または国債の通貨および期日は、退職後給付債務の通貨および見積期日と整合しなければならない。

IFRS ICの議論

IAS第19号は、使用しなければならない割引率をかなり明確に示している基準の一つだと思われるかもしれませんが。

何が「優良」で何が「優良」でないか、また「厚みのある市場」とはいかなるものかについて議論する人もいるかもしれませんが、その定義は14年以上にわたり適用されており、ほとんどの人はそれを理解していると考えているのではないのでしょうか。それでは、なぜ今、IFRS ICがこの問題に取り組むのでしょうか。その原因は金融危機にあります。



多くの債務者の信用格付けが悪化し、「AAA」および「AA」格の債券の数は10年前と比べて減少しています。昨年終盤には、金利がかつてないほどの低水準に達しており、IFRS ICは信用力の高い債券の数の減少に伴い「優良」かどうかの判断基準も引き下げるべきかどうかを明確にするよう求められました。

これまでのIFRS ICの議論の報告内容は、慎重な表現で説明されてきました。しかし、現在までの考え方は、次のように要約することができます。明示的であれ黙示的であれ、ほとんどの企業は、一般に認められた格付機関が付与する最上位2段階の格付けの一方を受けている場合には優良と考えており、このアプローチは首尾一貫して継続的に適用すべきである。

次のステップ

IFRS ICのスタッフは、以下を目的とした修正案の作成に取り組んでいます。

- 優良の定義を厳密にし、優良とは一般に認められた格付機関が付与する最上位2段階の格付けの一方であると解釈されることを確認する。
- 企業が厚みのある市場が存在するか否か、および、その市場の金利を検討する場合には、単一の国だけでなく、該当する通貨建てで発行されているすべての債券を考慮しなければならないことを明確化する。
- 次善の策として国債を使用する場合であっても、その国債が優良であることを要求する。

三番目のポイントは論議を呼ぶ可能性があります。優良社債について厚みのある市場が存在しない場合、企業は参照可能な最優良国債に基づき割引率を決定すべきとする主張は妥当に思えるかもしれませんが。しかし、たとえば、超インフレ経済下で、現地の国債と「AA」格との信用力の格差を反映して現地の国債利回りが下げられている可能性がある場合（そして、その他の仮定についてはすべて現地の経済状態を反映している場合）には、このアプローチの妥当性は低くなると思われます。

IFRS ICは今後の会議においても議論する見込みであり、引き続きこの議論のゆくえを注視する必要があります。

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル（〒104-0061）
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.